多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年7月13日
鹿児島市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
		○		鹿児島地域、桜島地域、喜入地域、松元地域、郡山地域	無	令和2年度～令和6年度	鹿児島市環境保全型農業直接支払交付金推進協議会	実施区域の変更 農業生産活動の取組面積及び交付金額の上限の増加